

株主のみなさまへ

平成25年 6月27日

株式会社 **タカチホ**

第67期期末配当に関するご説明

拝啓 格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社は、平成25年6月27日開催の当社第67期定時株主総会において、第67期期末配当として1株当たり2円00銭をお支払いすることを決議し、平成25年6月28日より配当金のお支払いを開始させていただきます。

当該配当金は、「その他資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税金計算上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が「みなし配当」の部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれ、「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご留意いただく必要があります。

株主のみなさまが保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主さま個々のご事情によって異なりますので、以下に記載の「1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主さまの「取得価額」の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。

敬具

1. 今回の配当金の税金計算上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなり、税法の規定により「みなし配当」及び「みなし配当以外」に分かれます。
- ・「みなし配当」の部分は、税金計算上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。
- ・「みなし配当以外」の部分は、税金計算上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりません。確定申告の際にはご注意ください。
- ・「みなし配当以外」の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

・税法の規定により、株主のみなさまに「みなし譲渡損益」が発生します。
 ・以下の「① 収入金額とみなされる金額」から「② 取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。
 （純資産減少割合及びみなし配当額は、後記(4)、(5)をご参照ください。）

① 収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
② 取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
みなし譲渡損益（①-②）	=	① 収入金額とみなされる金額	-	② 取得価額

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

・税法の規定により、株主のみなさまの当社株式の取得価額が調整されます。
 ・調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は後記(4)をご参照ください。）

1株当たりの 新しい取得価額	=	1株当たりの 従前の取得価額	-	〔	1株当たりの 従前の取得価額	×	純資産減少割合	〕
-------------------	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---------	---

(4) 個人株主のみなさまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.008 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人株主のみなさまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成25年6月28日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	0.0556665834円 (小数点以下第10位未満切捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.008 (小数点以下第3位未満切上げ)
減少した資本剰余金の金額	12,516,378円

2. その他の参考情報

【みなし配当額について】

株主のみなさまがお持ちの株数に1株当たり0.0556665834を乗じ、計算結果の円未満を切捨てた額が「みなし配当額」となり源泉徴収されています。

【みなし譲渡損益について】

1. (2)の算式により「みなし譲渡損益」を算出いたします。

〔例〕 当社の株式を1株当たり200円で1,000株購入していた場合

- ① 収入金額とみなされる金額
$$= 2\text{円}00\text{銭} (1\text{株当たり配当額}) \times 1,000\text{株} - 0.0556665834\text{円} \times 1,000\text{株} = 1,944\text{円} (\text{円未満切捨て})$$
- ② 取得価額 = $(200\text{円} \times 1,000\text{株}) \times 0.008 = 1,600\text{円} (\text{円未満切上げ})$
みなし譲渡損益 (①-②) = $1,944\text{円} - 1,600\text{円} = 344\text{円} (\text{この場合はみなし譲渡益})$

【取得価額の調整について】

1. (3)の算式により「取得価額の調整」が必要となります。

〔例〕 当社の株式を1株当たり200円で1,000株購入していた場合

新しい取得価額 = $200\text{円} \times 1,000\text{株} - 200\text{円} \times 1,000\text{株} \times 0.008 = 198,400\text{円} (\text{円未満切上げ})$

【今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「資本剰余金」を原資とする）で、株主さまが通常の配当（「利益剰余金」を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について】

- (1) 「みなし配当額」については源泉徴収済みですので、原則として確定申告不要です。（税務上の配当所得として確定申告も可能です。）
- (2) 「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要となりますが、証券会社によっては計算対象とする場合もございますのでお取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
 - ① 特定口座の源泉徴収口座の株主さまは、お取引先の証券会社にお問い合わせください。
 - ② 特定口座の①以外の口座の株主さまは、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
 - ③ 一般口座の株主さまは、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。
- (3) 「取得価額の調整」が必要となります。

お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関にご確認をお願いいたします。

(注) このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主のみなさまにご通知すべき事項をご説明するものであり、株主のみなさま個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては、下記のご照会先までご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主さまが今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださるようお願いいたします。

このお知らせは当社ホームページ (<http://www.kk-takachiho.jp/>) 上にも掲載いたします。

3. 本件に関するご照会先

(1) 「本説明書」についての一般的なご照会

当社株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL：0120-232-711

受付時間：9時～17時（土日祝日等銀行休業日を除く）

(2) 株主さま各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署にご相談ください。

以上